

【居宅介護支援重要事項説明書】

[令和 6年 4月 1日現在]

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

連絡先 TEL 0263-53-1330
 FAX 0263-51-5715

管理者 池上 昌彦
 *ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2、事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

名 称	まほろばケアマネジメントサービス
所 在 地	長野県塩尻市宗賀1295番地
介護保険事業者番号	長野県塩尻市指定 2071500066
サービス提供地域	主に塩尻市、松本市、朝日村、山形村、安曇野市、岡谷市、 下諏訪町、辰野町とし、その他の地域においても行うもの とする。

(2) 事業所の職員体制

区 分	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1名	-	事業所の管理業務	1名
介護支援専門員	基準人員 以上	-	居宅介護支援事業	基準人員 以上

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。ただし、お盆の時期を挟む週末 より2日間と12月30日～1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前8時30分より午後5時30分まで。
24時 間 連 絡 体 制	営業時間外においても、電話(53-1330)の転送による介護支援専 門員との連絡体制を24時間確保しております。

3、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) ケアプランの作成

契約書第4条に基づき、ケアプランの作成を支援します。

(2) 経過観察・再評価

契約書第5条に基づき、ケアプラン作成後の経過観察・再評価を行います。

4、利用料金

(1) 居宅介護支援事業費

(Ⅰ) 〈取り扱い件数が45件未満〉

要介護1・2 11,088円／月

要介護3・4・5 14,406円／月

(Ⅱ) 〈取り扱い件数が45件以上60件未満〉

要介護1・2 5,554円／月

要介護3・4・5 7,187円／月

(Ⅲ) 〈取り扱い件数が60件以上〉

要介護1・2 3,328円／月

要介護3・4・5 4,308円／月

○特定事業所加算Ⅱ（4,298円／月）を算定します。

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合において特定事業所加算が算定されます。

○その他に初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）、医療連携、退院・退所時、通院時情報連携等を行なうことで加算が算定されます。

*要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の料金を頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

無

料

（その他の地域においてサービス提供する際には、10kmを超える毎に200円の交通費を徴収する事とする。）

(3) 解約料

無

料

(4) その他（支払い方法）

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月5日までに前月分の請求を致しますので、15日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行致します。お支払い方法は、銀行振り込み、現金集金のいずれかと致します。

5、サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

まず、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。

契約を締結後、サービスの提供を開始致します。

(2) サービスの終了

①利用者の方の都合でサービスを終了する場合

文書による申し出により、いつでも解約出来ます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない理由により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③自動的にサービスを終了する場合

以下の場合については、双方の通知がない場合でも、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者の方が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを利用されていた方で、要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者の方が死亡された場合

④その他

- ・利用者の方やその家族の方等が、当事業者やそのケアマネジャーに対して本契約を維持し難いほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。
- ・契約事業所への利用料金の滞納等があった場合

6、身体的拘束等の適正化

介護支援専門員は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

7、事故発生時の対応

介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により利用者本人に事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族等に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じます。

8、ハラスメント対策

- (1) 事業所は提供した指定居宅介護支援等に対する利用者又は家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する為に、相談窓口を設置するなど必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (3) 居宅介護支援専門員に対する不適切な問題行為が考えられる事案が生じた場合には、速やかに管理者、市町村、利用者の家族等に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じます。

9、虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。
 - ① 虐待を防止する為の従業者に対する研修を実施していきます。
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をしていきます。
 - ③ その他虐待防止の為に必要な処置をしていきます。

- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10、業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定した上で、介護支援専門員に対して必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の措置を講じるものとします。

11、当事業所の運営方針・提供にあたっての留意事項

(1) 運営の方針

- ① 事業者のケアマネジャーは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な医療保健サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ② 事業者のケアマネジャー等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行ないます。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護老人保健施設等との連携に努めるものとします。
- ④ 国が定めた法を遵守し、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準の諸規定に従い、その業務を遂行します。

(2) 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- ① 居宅介護支援は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものです。この為、利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画書の作成にあたって、ケアマネジャーに対して複数のサービス事業所の紹介を求めることや、居宅サービス計画書に位置付けたサービス事業所の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ② 前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合と、前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、ご理解をいただきます。
- ③ 利用者が病院等へ入院する場合には、在宅における日常生活上の能力や利用していたサービス事業所等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにも繋がります。居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院等へ入院する場合には担当のケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関へ伝えて下さい。
(日頃からケアマネジャーの名刺等を、健康保険被保険者証やお薬手帳等と合わせて保管することをお勧めします。)

(3) 居宅介護支援の実施概要等

① アプラン作成の手法

課題分析	利用者の生活全般について、その状態を十分に把握するため、適切なアセスメントツールを使用し解決すべき課題を分析します。
サービスニーズの把握	利用者の残存能力、すでに受けているサービスの状況、生活環境等の評価を通じ、利用者の抱える問題点等を整理した上で、個々の利用者が生活を継続・向上させていく上で生ずるニーズ（必要・要望）を把握します。
ケアプラン原案作成	把握したサービスニーズに基づき、解決すべき課題の解消に向け、利用者の希望を踏まえケアプランの原案を作成します。
サービス担当者会議	サービス実施機関の担当者および利用者等によりサービス担当者会議を開催し、ケアプラン原案の問題点や改善点を検討します。また個々のサービス実施機関が専門的な立場から、利用者が必要とする支援を具体的に理解し、問題解決のための目標等をチームとして共有することにより、適切な対応方針を検討し、ケアプランを作成します。
利用者の同意	ケアプランはかならず利用者の合意を得ます。
サービス実施	ケアプランに基づき、サービスが実施されます。
評価と再課題分析	計画されたサービスの実績を確認するとともに、その効果が初期の目標に対応しているか等を確認します。その際不適切な点があれば、その都度ケアプランの変更、または事業者間の調整を検討します。

②アセスメントツールの特徴

- ア、利用者の生活像を捉えます。
- イ、介護保険に対応します。
 - a 要介護認定と連続する行為としての計画作成が行なえます。
 - b サービス事業者への依頼内容の明確化が行なえます。
 - c 本人や家族わ交えたサービス担当者会議の円滑な推進が行なえます。
- ウ、在宅対応の計画作成用紙であり、施設サービス計画とも連続性を持ちます。
- エ、主訴をもとに生活での困りごとを明らかにします。

(4) サービス利用について

ケアマネジャーの変更	○	可
調査の方法	-	居宅サービス計画ガイドライン
ケアマネジャーへの研修	○	採用後1ヶ月以内、継続研修1／年
契約後ケアプランの作成段階途中で、利用者のご都合により解約した場合の解約料	×	無料

1 2、サービス提供に関する相談・苦情・虐待について

(1) 当事業者ご利用者の相談・苦情・虐待に関する担当

当事業者のケアマネジメントに関するご相談・苦情・虐待およびケアプランに基づいて提供している、各種サービスについてのご相談を承ります。

○サービス提供に関する相談・苦情の担当者 池上 昌彦

○虐待防止に関する担当者 清水 千絵

連絡先 TEL 0263-53-1330

FAX 0263-51-5715

(2) その他

当事業者以外に、市町村及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情等伝えることができます。

連絡先 塩尻市健康福祉事業部長寿課

TEL 0263-52-0280

(その他、在住の市役所内介護保険係へ)

長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL 0262-38-1555

1 3、当法人の概要

名称・法人種別 医療法人社団 敬仁会

代表者役職・氏名 理事長 小松 智英

本部所在地・電話番号 長野県塩尻市宗賀1295番地

TEL 0263-54-0012

定款の目的に定めた事業

- 1、病院
- 2、介護老人保健施設
- 3、介護医療院
- 4、居宅介護支援事業所
- 5、訪問看護ステーション
- 6、訪問介護ステーション
- 7、グループホーム

事業所数

- | | |
|---------------|-----|
| 1、居宅介護支援 | 1ヶ所 |
| 2、通所リハビリテーション | 2ヶ所 |
| 3、訪問リハビリテーション | 1ヶ所 |
| 4、訪問看護 | 1カ所 |
| 5、訪問介護 | 1ヶ所 |
| 6、短期入所療養介護 | 3ヶ所 |

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容を理解しました。

【利用者】

住 所

氏 名

印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行

事 由：

(代理人)

住 所

氏 名

印

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

【事 業 者】

塩尻市長指定 第2071500066号

住 所 長野県塩尻市宗賀1295番地

名 称 まほろばケアマネジメントサービス

印

【説 明 者】

所 属 まほろばケアマネジメントサービス

氏 名

印